

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

求職者・実習生等に対するハラスメント防止に関する基本方針

北九州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、求職者、インターンシップ参加者、実習生その他就業に関する活動を行う者（以下「求職者・実習生等」という。）が、安心して採用活動・実習等に参加できる環境を確保するため、あらゆるハラスメントを容認しません。

本会に勤務するすべての職員（以下「職員」という。）は、採用活動、施設見学、インターンシップ、実習等のあらゆる場面において、求職者・実習生等の人格及び人権を尊重し、適切な言動を行うものとします。

1 禁止する行為

職員は、求職者・実習生等に対し、次のようなハラスメント行為を行ってはなりません。

- ・性的な発言、質問、冗談、身体への接触、私的な交際等を求めるなどのセクシュアルハラスメント
- ・立場や権限を利用した威圧的な言動、人格を否定する発言、過度な叱責、無視・排除等のパワーハラスメント
- ・妊娠、出産、育児、介護等に関する事情を理由とした不適切な言動や不利益な取扱い
- ・年齢、障害、国籍、文化、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等を理由とする差別的・侮辱的な言動
- ・SNS、電話、メール等を利用した嫌がらせや、私的な連絡・交流を執拗に求めること
- ・その他、相手の人格や尊厳を傷つけ、採用活動・実習等を困難にする不適切な言動

2 採用活動・実習等における基本ルール

職員は、求職者・実習生等に対し、業務上必要な範囲を超えた個人的な関係を求めてはなりません。

採用面接、施設見学、インターンシップ、実習等では、原則として本会が指定する場所、方法及び連絡手段を使用し、個人的なSNS等による私的なやり取りは行わないものとします。また、採用・選考・実習評価等の立場を利用して、相手に不当な圧力をかけたり、私的な要求をしたりしてはなりません。

3 相談・報告

本会は、求職者・実習生等がハラスメントその他の不適切な言動について安心して相談できる相談窓口を設置し、求職者・実習生等本人からの相談を受け付けます。

求職者・実習生等は、ハラスメントを受けた場合だけでなく、ハラスメントに当たるか判断できない場合や、不快・不安を感じた場合、ハラスメントが発生するおそれがある場合についても、相談窓口にご相談することができます。

また、ハラスメントについて相談を受けた職員、又はその事実を知った職員は、速やかに本会所定の相談窓口へ報告するものとします。

本会は、相談者の意向を尊重し、相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、相談や事実確認への協力を理由として、相談者その他の関係者に不利益な取扱いを行いません。

●相談窓口：総務企画部総務課（総務課長、人事担当主事）

連絡先 093-882-4401

4 事実確認及び対応

本会は、相談・報告を受けた場合、関係者の意向等に配慮しながら、必要な範囲で迅速かつ適切に事実確認を行います。

ハラスメントの事実が確認された場合は、被害を受けた者に必要な配慮を行うとともに、行為者に対して就業規則その他の本会規程に基づき厳正に対処します。

また、必要に応じて、職員への研修・周知、採用・実習等の方法の見直しその他の再発防止策を講じます。

5 職員への周知・研修

本会は、すべての職員に本方針を周知し、ハラスメント防止に関する必要な研修及び啓発を行い、求職者・実習生等が安心して採用活動・実習等に参加できる環境の確保に努めます。